

GBRC 創立60周年記念セミナー

安全安心に配慮した避難防災の最新情報



2024年10月2日 建築確認評定部 性能評定課 防災G



安全安心に配慮した避難防災の最新情報



目次

- 1 | 防災グループの業務説明
- 2 | 避難・防災分野における最新情報
 - 1) 木造関連
 - 2) 避難安全検証法関連（ルートB）

目次

- 1 | 防災グループの業務説明
- 2 | 避難・防災分野における最新情報
 - 1) 木造関連
 - 2) 避難安全検証法関連（ルートB）

①防災グループの業務について（建築基準法・行政指導に基づくもの）

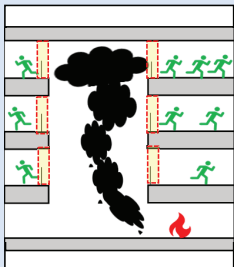
【避難耐火性能評価委員会】

高度な検証（ルートC）

性能評価書発行～大臣認定
→ 検証により避難安全性能を確かめることにより

一部※の避難規定を適用除外可能

※ 縦穴区画の免除（下図）、内装制限の緩和など



※ 縦穴区画

建築基準法に基づくもの

【建築防災計画評価委員会】

特定行政庁

防災計画書の
提出を指導

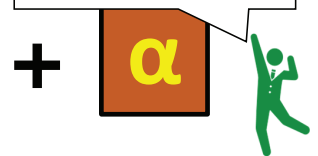
評価機関

委員会にて
審査

建築基準法

消防法

より安全性が
求められる！



・大阪府下の場合

高さ31mを超える建築物（共同住宅や事務所など）

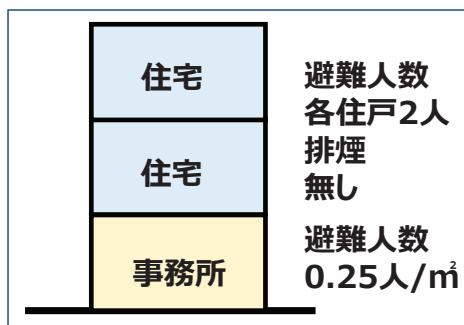
行政指導に基づくもの

①防災グループの業務について（任意評定）

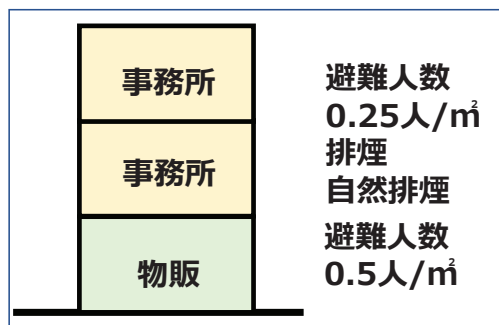
特定行政庁に防災評定取得を指導されない場合でも**自主的**に建築物の安全性について審査でき、通常と同様の評定書を発行できる（既存でも新築でも可）

用途
変更

変更前



変更後



（変更項目）避難計算の避難人数、排煙設備、誘導灯、非常用の照明装置

①防災グループの業務について（SNSによる情報発信）

GBRC建築確認評定部アカウント

性能評定課（構造G、材料G、防災G）

確認検査課

業務管理課



毎週水曜日に投稿

GBRCの最新情報や、技術的な内容について投稿



防災グループは毎月第2水曜日に更新

①防災グループの業務について（SNSによる情報発信）



チャンネル登録者数：441名突破

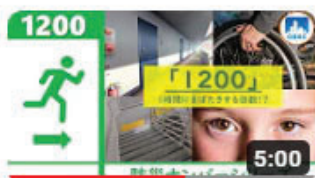
総再生回数：26,000回突破



YouTube

防災ナンバーシリーズ

内容：防災知識+雑学



ちょっと気になる防災シリーズ

内容：防災知識



その他

内容：最新情報



安全安心に配慮した避難防災の最新情報

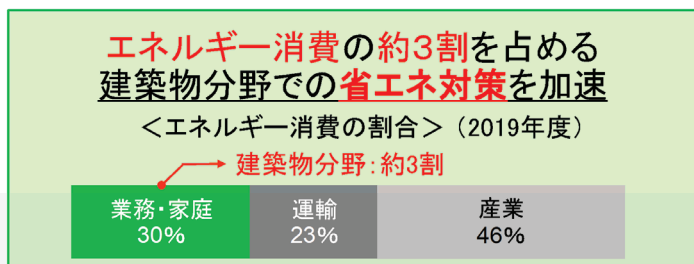


目次

- 1 | 防災グループの業務説明
- 2 | 避難・防災分野における最新情報
 - 1) 木造関連
 - 2) 避難安全検証法関連（ルートB）

近年、建築物への木質材料の活用が推進されている

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化



<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html> より抜粋

- ① 2014年**
法21条2項 壁等の導入
法27条への特定避難時間（避難時倒壊防止建築物）の導入
- ② 2018年**
法21条1項への通常火災終了時間（火災時倒壊防止建築物）の導入
法61条における防火地域内の建築物（延焼防止建築物）に関する規制の高度化
特定避難時間及び通常火災終了時間等に関する性能検証法の導入
- ③ 2022年** 要求耐火時間の合理化、木質構造と異種構造との混構造建築物の利用拡大のための基準の導入

④ 2024年4月施行 改正建築基準法

1) 特定主要構造部・・・中高層建築物の混構造化

④-1) 特定区画

2) 防火別棟・・・耐火建築物の高層建築物と低層木造を一体的に建築するための基準

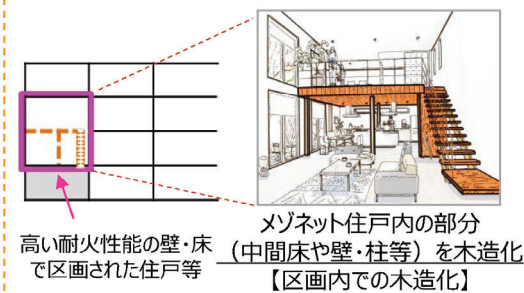
④-2) 火熱遮断壁等

3) 周辺危害防止・・・低層の大規模木質構造建築物に対する基準

④-1) 特定区画

大規模建築物における
部分的な木造化の促進

防火上他と区画された範囲の
木造化を可能に



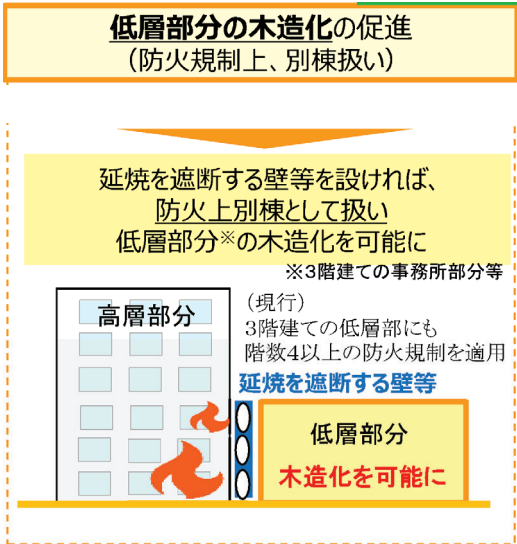
【改正前】
耐火建築物は建築物のすべてを耐火構造としなければならなかった



【改正後】
耐火建築物の一部の区画を木造とすることも可能

[性能評価・業務方法書作成中](#)

④-2) 火熱遮断壁等



【改正前】
高層と低層が一体となった建築物において、3階建ての低層部にも階数4以上の高層部の防火規制を適用

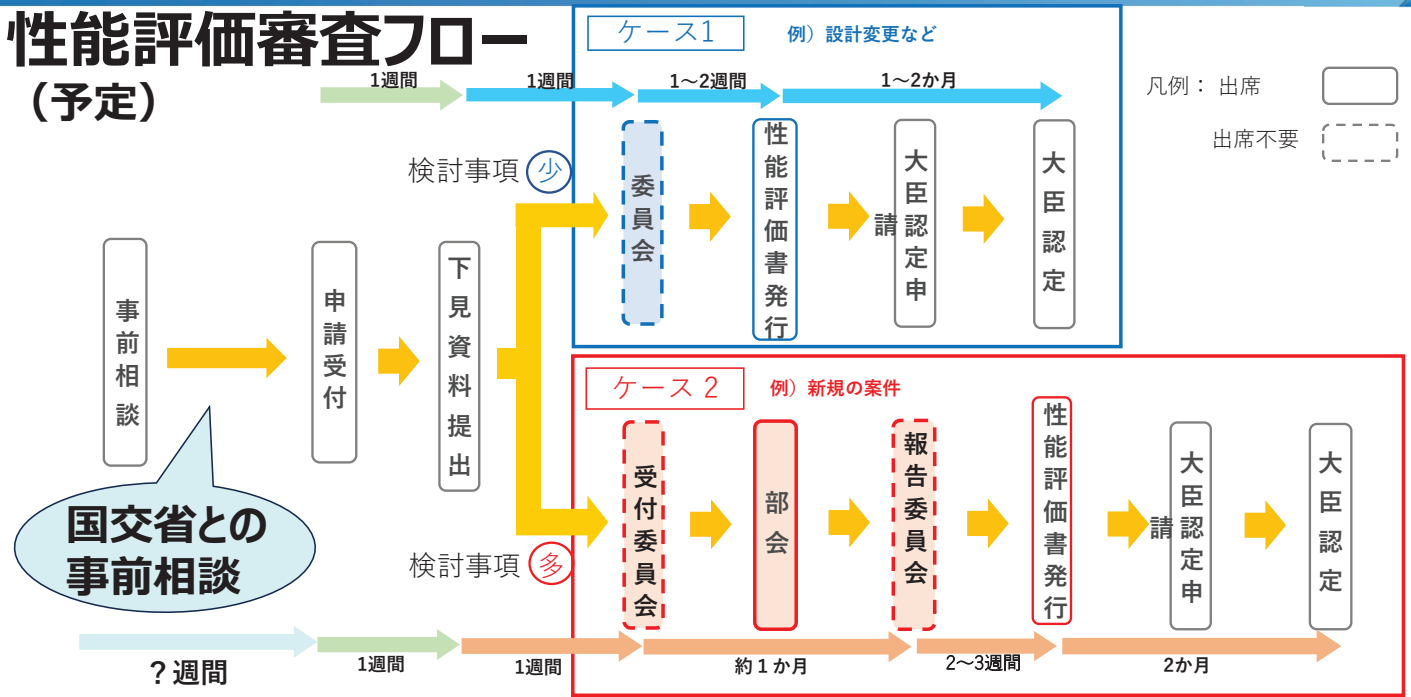


【改正後】
「火熱遮断壁等」と称する「延焼を遮断する壁等」で区画すれば、低層部分の木造化が可能

性能評価・業務方法書作成中

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html> より抜粋

性能評価審査フロー (予定)



目次

- 1 | 防災グループの業務説明
- 2 | 避難・防災分野における最新情報
 - 1) 木造関連
 - 2) 避難安全検証法関連

最新情報その② 避難安全検証法関連

○2000年：時間判定法（ルート B1）

建築技術の進展や技術的知見の蓄積に伴い、防火・避難規定について建築物の特性に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が可能となった

○2020年以降：区画避難安全検証法の追加 煙高さ判定法（ルート B2）の規定

□令128条の6

●区画避難安全検証法の追加

従来の避難安全検証法(階避難:令129条、全館避難:令129条の2)

建築物の「階全体」あるいは「建築物全体」について避難安全検証法を適用し、その安全性が確認できれば、避難関係規定の一部を適用除外できる。

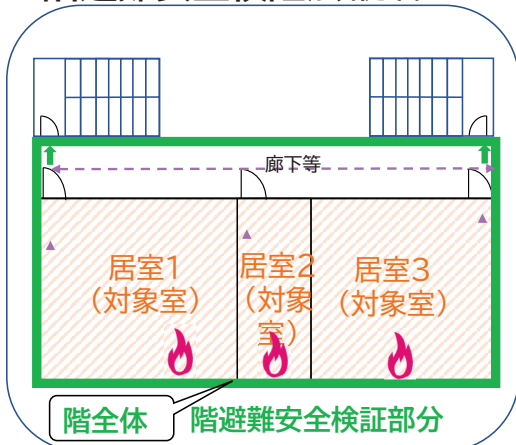


区画避難安全検証法

「階全体」でなく、「階の1部(区画部分)」単位の検証を行い、「階の1部(区画部分)」単位の避難関係規定の一部を適用除外できる。

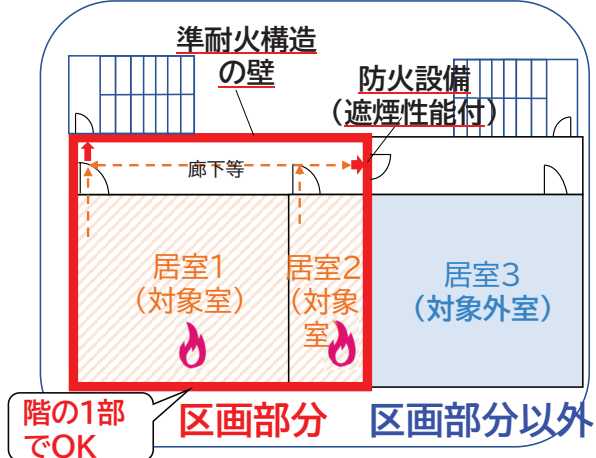
GBRCにて審査可能
(確認申請・ルートB)
(性能評価・ルートC)とも

●階避難安全検証法(従来)



⇒対象階の避難者全員が直通階段(避難階の場合は地上)まで避難が完了するまでの避難時間および煙降下時間を比較

●区画避難安全検証法



⇒区画部分内の避難者が区画部分外まで避難が完了するまでの避難時間および煙降下時間を比較

区画避難安全検証法の需要はどこ？

【例】

○1階エントランスホールのみ排煙設備を適用除外したい

従来: エントランスホール以外の居室についてもすべて検証が必要かつ階避難安全検証も必要



今回の改正により、前提条件をクリアすればエントランスホールのみを検証で無排煙が可能

GBRC審査実績
6件程度
(確認検査課・ルートB)

検証法を適用した案件の増加

ルートB1とルートB2の違い

| | クライテリア |
|---------------|---------------------------------------|
| 時間判定法（ルートB1） | 避難完了時間 < 煙等降下時間 (時間による比較) |
| 煙高さ判定法（ルートB2） | 避難完了時の煙高さ < 避難上支障のある煙高さ (煙高さによる比較) |

性能評価・適用事例あり

- ・病院・児童福祉施設等にも適用可能
- ・スプリンクラー設置の効果を見込める
- ・小居室、木質内装と相性がよい

ルートB2：令和3年5月28日国土交通省告示474号に制定

ルートB1, B2とも従来の階避難・全館避難に適用される

○防火・避難分野の今後

近年の建築技術の進展や技術的知見の蓄積に伴い、防火・避難規定について建築物の特性に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が可能となった



新たな基準の設定により、建築物の特性に応じ様々なメニューを選ぶことが可能となった。一方で高度化・複雑化しており申請者・評価機関の理解と活用が今後の課題

お問い合わせ

建築確認評価センター
建築確認評価部 性能評価課

TEL : 06-6966-7600 (代表)
Mail : seinou@gbrc.or.jp



一般財団法人

日本建築総合試験所